

九重町建設工事等の情報共有システム活用試行要領

令和7年3月3日

九重町告示17号

(趣旨)

第1条 九重町の発注する工事における、受発注者の業務効率化、工事目的物の品質確保の推進を図るため、九重町建設工事等の情報共有システム活用試行要領（以下「試行要領」）を制定し、情報共有システムの積極的な活用を推進するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 試行要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、九重町ではASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

※1「ASP方式」とは、情報共有システム供者（ASPベンダー）が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

(2) 工事帳票

工事帳票とは、土木工事共通仕様書及び公共建築工事標準仕様書で定義する「書面(※2)」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

※2 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。（大分県土木工事共通仕様書第1編 第1章 1-1-2 用語の定義）

(対象工事)

第3条 対象工事は、九重町の発注する公共事業に係る工事のうち、予定価格5,000万円以上（営繕工事は予定価格8,000万円以上）の工事及び発注者の指定する工事とする。受注者が情報共有システムを活用することを希望し、受発注者間で協議が整った場合に、実施することができる「受注者希望型」とする。なお、対象工事は特記仕様書に情報共有システム活用対象工事であることを明示する。

2 対象外工事であっても、受注者の申し出があれば対象工事とすることができるものとする。

- 3 受注者は、施工計画書提出時に実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定するものとする。

(情報共有システム)

第4条 本試行において使用できる情報共有システムは、国土交通省のホームページに掲載されている情報共有システム提供者(※3)(※4)のものとする。なお、使用するシステムの決定については、受発注者協議により決定するものとするが、原則として九重町様式(※5)によるあるいは九重町様式に類似する様式による工事帳票の作成が可能なシステムとする。

- 2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意すること。

※3 国土交通省HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表

(http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

※4 国土交通省HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表(営繕工事編)

(<http://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>)

※5 九重町様式 (<https://www.town.kokonoe.oita.jp/docs/2025022000010/>)

(工事帳票)

第5条 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていることとする。

(セキュリティ関係)

第6条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- ① ID・パスワードの管理の徹底
- ② ウィルス対策の徹底
- ③ 個人情報等機密情報の管理徹底
- ④ 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- ⑤ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第7条 情報共有システムで処理を行った工事帳票についても、紙媒体に出力し工事完成(中間)検査を受検するものとする。

(利用上の留意事項)

第8条 工事帳票発議のうち、以下の工事帳票については紙媒体での提出を行うこと。

- ① 施工計画書（変更施工計画書含む）
- ② 重要事項の指示・承諾・協議案件等
- ③ 監督員が求めるもの

2 発議管理機能で登録するファイル形式はPDFとする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。